

# 軽自動車の名義変更・廃車手続き はお済みですか？

使わなくなった軽自動車はありませんか？

ナンバーがついたままになっていませんか？

廃車手続きをしないまま、解体などされた軽自動車はありませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、軽自動車を登録している方に課税されます。  
廃車手続きをしないと、いつまでも税金がかかることになり、払い続けなければなりません。

また、平成28年度からは、新税率（※裏面参照）になります。

廃車手続きの方法、受付場所は車種により異なりますので、次の各窓口にお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

車種	名義変更・廃車手続きなど受付窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕・その他）	役場町民課 税務グループ（☎ 82-1704）  【手続きに必要なもの】 ◎ 名義変更の場合 ・印鑑 ◎ 廃車の場合 ・ナンバープレート ・印鑑  <small>※ ナンバープレートがない場合も廃車手続きは可能ですので、お問い合わせください。</small>
二輪車（125ccを超えるもの）	九州運輸局 宮崎運輸支局（☎ 050-5540-2088）
軽自動車（三輪、四輪）	軽自動車検査協会 宮崎事務所（☎ 050-3816-1760）

## 【文書取扱】

役場町民課 税務グループ 軽自動車税担当

TEL：0982-82-1704 / FAX：0982-82-1721